

戦争やめろ！



ロシアはウクライナへの軍事進攻を即刻中止し、国際法に反する「独立」承認を撤回せよ

2月24日午後1時過ぎ、マスコミはロシアがウクライナ東部に空爆を開始したと報じた。

他国の領土を奪い、軍事侵攻を開始するという蛮行に対して、満身の怒りを込めて抗議する。国際法も国連憲章も踏みじめる暴挙には、いかなる言い訳も通用しない。

ロシアに対して、武力による侵攻を即刻中止し、ウクライナ東部の「独立」承認を撤回するよう強く要求する。

平和でこそ商売繁盛を信条としてきた民商全商連は、各国にウクライナの主権尊重の原則に立った外交努力を急ぐよう呼び掛けるとともに、岸田政権が紛争の速やかな解決に向けて尽力するよう強く要望する。

【3・13重税反対全国統一行動】は、今年も昨年同様、集会無し・デモ行進無し・集団申告無し

過去2年間、コロナウイルス感染防止の観点から中止してきた3・13重税反対全国統一行動ですが、何とか以前の様にスポーツセンターを会場に集会を開き、税務署までデモ行進をし、税務署の敷地内で集団申告する形を復活できないかを三役会で討議しました。

しかし、上越地域三市でもこのコロナウィルス第6波は経験したことのないほど感染者が発生し、まだ収



束の目途がたたない状況が続いています。命が大事か主義主張が大事か、第6波が落ち着いてくれれば実施も可能になるのではと思いますが、慎重審議の結果、今年も集会・デモ行進・集団申告は出来ないということが、三役会の結論です。

会員の方は、以下の通り行動して下さい。



■上越会場は3月11日 金 の予定です。
午前9時〜12時の間に申告書を民商3階までお持ちください。支部役員がお待ちしています。役員が取りまとめ午後税務署に届け、収受処理が終わったら電話連絡が有り、取りに行くことになっております。控え等のお返しはその後になると思いますので、夕方4時〜5時)になります。

なお、当日届けられない方は、2日前程度でしたら民商事務局で預かります。お近くの役員さんと相談して役員さんから届けてもらうことも結構です。

■糸魚川会場は3月9日 水 の予定です。
午後2時からスーパーハピー奴奈川店前にてスタンディングを実施。その時に各自申告書を「持参ください。役員がまとめて税務署に届けます。その後税務署の方で収受処理後、電話連絡が入り次第取りに行きますので、申告書の控え等はその後のお返しとなります」(15時半〜16時頃)。

※注意事項

①申告書類は税務署の茶封筒に入れてお持ちください。家族分は極力まとめて一つの袋の中に入れてお出ください。税務署の袋が無い方は他の袋でもよろしいです。
②申告書類は提出分と控え分と分けてホチキス止めて袋の中に入れてきてください。 《裏に続く》

人殺しは止めてくれ！

ウクライナの国土にロシア軍が侵攻し、一般人も巻き添えになって殺されている。兵士の他にも、女性・子供・老人など見境なしだ。将来の余り無い老人として勿論のこと、子供たちの将来を奪う権利など、誰にも無い。この寒空の下、隣国へ避難しようとする女子供たち。国土(故郷)を必死で守ろうと銃をとる男たち。いつの世も、戦争とは何と人の一生を狂わせるものか。しかも、一人の独裁者(戦争犯罪人)によってだ。お互いの国の一人でも犠牲者が少なく、停戦・終戦に向かうことを祈る。



2月24日、全商連・岡崎民人事務局長はロシアの侵攻について以下の談話を発表しました。

③マイナンバーは書かなくても大丈夫です。

④白色申告者は収支内訳書が無くても大丈夫です。

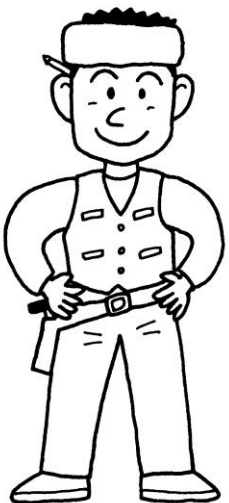
⑤今年から印鑑は押さなくてよくなりました。訂正印も要りません。

⑥年金や給料の源泉徴収票も添付しなくてよくなりました。

⑦控えはいつ取りに来るのか、申告書を提出するときに役員さんに伝えて下さい。

令和4年度「住宅リフォーム促進事業」について(上越市)

例年実施されていた「住宅リフォーム」制度でしたが、前任の市長はもう実施しないという方針を打ち出していました。新市長になりどうなるのが心配でした。共産党の市議団はもとより、各団体からの陳情・要請が来り、今年も継続実施することになりました。



概要は次の通りです。

*受付期間

【前期】令和4年4月中旬～5月中旬
【後期】令和4年9月中旬～10月中旬

*事業費

1億2千万円(前期9千万円
後期3千万円)

*予定件数

千件(前期750件・後期250件)

*補助率

対象工事の20%
(消費税込み10万円以上の工事が対象)

*補助額

2万円～15万円(限度額)

*既交付者も申請可(年1回のみ)
*申請額が超過した場合は抽選

「換価の猶予・学習相談会」について

申告終了後、国税の納付が困難な方には申請型の「換価の猶予」制度が勧めです。所得税は払えても消費税は桁違いに多額で、一度に払えない方が多いです。今まで多くの方は数度の分割納付を税務署にお願いしていたと思いますが、通常年8.8%(令和4年度)の延滞税が加算されます。しかし換価の猶予が認められれば、延滞税が軽減され0.9%になるというお得な制度です。そして、その間、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

但し、猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無いことが要件です。この制度を利用する場合は、数枚の申請書類を提出しなければなりません。同じ困っている仲間と一緒に勉強しながら申請書を作成する場を民商は以下の通り設けました。支払いに困る方は、民商までご相談ください。

日時 3月23日(水)午後1時半～
場所 民商会館3階

持ち物 猶予をしようとする税額が分かる書類、筆記用具、電卓

